

高額療養費の支給申請手続きが省略できるようになりました

◎初回申請の一度のみで支給申請手続きが完了します

- 一度手続きすると、今後の高額療養費は申請書にご記入いただいた指定振込先に自動的にお振り込みいたします。
- 高額療養費が発生しても、申請勧奨通知は送付されません。支給決定通知（振込通知）のみ送付されます。
- 以下に該当した場合は、速やかに新庄市健康課に届け出てください。

- ・医療費の支払いが済んでいない場合
- ・世帯主を変更した場合
- ・振込先口座を変更したい場合
- ・自動振り込みを取り下げたい場合
- ・通勤途中、仕事上の負傷や交通事故等によって負傷した場合

◎ご注意ください

- 以下に該当した場合、自動振込を停止し、従来の申請手続きに戻る場合がありますので、領収書は捨てずに保管してください。

- ・医療機関等に対して支払うべき一部負担金の未払いが判明した場合（振込後に未払いが判明した場合、支給した高額療養費を新庄市へ返還していただく場合があります。）
- ・指定振込先に入金できなかった場合
- ・世帯主が変更され、届け出がない場合
- ・世帯主が死亡等により新庄市国民健康保険の資格を喪失した場合
- ・国民健康保険税、市民税、県民税、軽自動車税種別割、固定資産税、都市計画税又は介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料に滞納がある場合
- ・申請内容に誤りや不正があることが判明した場合

お問い合わせ先：新庄市健康課 国保医療係
0233-29-5792（直通）